

- 日時：2020（令和2）年11月13日（金）午前10時～正午
- 場所：市役所議員総会室
- 出席者
 - (1) 委員：11名（阿久澤委員、石元委員（副会長）、伊藤委員、蛭子委員、太田垣委員、上玉利委員、高尾委員、友永委員、中川委員（会長）、朴委員、林委員）
 - (2) 事務局：6名（総合政策局長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：6課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、人材育成担当、障害福祉政策担当、こども青少年課）
- 傍聴者：3名

議事(1) 計画の構成について

- 会長： それでは、本日の議事の1、「計画の構成について」を議題とする。まず、事務局から、計画の構成について、改めて説明をお願いします。
- 事務局： ——計画の構成、位置付けについて説明——
- 会長： 従来であれば、これまで詳細に議論してきたものが計画の本体であり、市民に分かりやすくするためにしたものを要約版とすることが普通であったが、尼崎市ではそうでなく、計画の本体は市民に分かりやすくコンパクトにまとめ、詳細版を別冊として作るということである。
本日は、これまで議論できていなかった計画案（中間答申案）を中心に議論していきたいため、協力をお願いします。
- 委員： 詳細版が計画の資料編のような扱いになってしまうとこれまで何のために議論をしてきたのかということになる。要約したものを作るのであれば、どのようにまとめ、何をピックアップするのかを十分に議論する必要があると思うので、どのように事務局でまとめたのか、手順を明らかにして欲しい。
- 事務局： 詳細版は計画本体作成の基礎資料という位置づけで様々な審議をいただいたところである。詳細版をどのようにまとめ、計画案を作成したのかについては議題3で詳細に説明する。

議事(2) 計画詳細版（別冊）について

- 会長： それでは、本日の議事の2、「計画詳細版（別冊）について」を議題とする。まず、事務局から、詳細版の修正点について説明をお願いします。
- 事務局： ——資料1～4に基づき説明——
- 会長： 何か質問等あるか。

- (第2章「見た目問題」について) 34頁(通し番号)「ぶつかってしまふ」とあるが、この表現はどうか。意味が分かりづらい気がするが。
- 委員 : 「ぶつかってしまふ」という表現が口語的であるため、「直面する」としてはどうか。
- また、「差別や偏見のせいで」という表現も修正し、「差別や偏見に直面する」としてはどうか。
- 会長 : (序章について) 5頁に世界人権宣言の表があるが、もう少し分かりやすいものにできないか。
- 例えば、「差別待遇の禁止」は「人種、性別や門地などによる差別の禁止」というように分かりやすくしてはどうか。
- 委員 : 30の条文ごとに記載しているので、そのように変えることは難しいと思う。
- 分かりやすくするのであれば、中学生でもわかる世界人権宣言の翻訳というものをヨーロッパで作っており、文科省のサイトでも紹介されているので、参考にしてはどうか。
- 会長 : 詳細版はこのままの記載で構わないが、やはり中間答申案については、もう少しわかりやすく記載したほうが良いと思う。
- 委員 : (第2章「子ども」について) 19頁【今後の方向性】1行目の「子ども」は「子ども自身」としたほうが意味が伝わりやすいと思う。
- また、32頁の「さまざまな人権問題」について、「(7) その他」としているが、人権問題に序列を付けているような感じを受けるので、「その他」という項目を削除し、「(7) 北朝鮮当局によって拉致された被害者」「(8) 見た目問題」としてはどうか。
- 事務局 : ご意見のとおり修正する。
- 委員 : (第2章「子ども」について) 17頁「児童の権利に関する条約」とあるが、児童と子どもは違うため、注釈を付けたほうが良いのではないか。
- 委員 : 児童と子どもはどう違うのか。
- 委員 : 児童福祉法において児童は18歳未満と定義付けされており、記載についてはこのままで良いと思う。
- また、児童福祉や子ども家庭福祉のセオリーでは児童より子どもという言葉を使うということがあるが、「子どもの権利条約」は通称であるため、正式名称である「児童の権利に関する条約」としているのだと思う。
- 委員 : 17頁に「児童ポルノ」とあるが「児童ポルノ」と修正されたい。
- また、5頁下から2行目に「題が存在しており」とあるが「問」が抜けているのではないか。
- 委員 : (第2章「北朝鮮当局によって拉致された被害者」について) 数日前に別の自治体の会議において議題にあがり、「在日コリアンに対するヘイトスピーチにも関連するため、配慮します」という旨の一文を入れようという話になった。

拉致問題については、一方で在日コリアンに対する配慮に関する記載も必要ではないか。

委員 : 朝鮮学校においても、拉致した人の子どもということで差別やいじめを受けている例があるため、子どもたちにどのように教育するかなど敏感な問題である。国の問題であるため、個人的には市としてここまで書く必要があるのか疑問である。市として何らかの取組は行っているのか。

会長 : 本来であれば拉致問題を取り上げるべきではないと思う。国が対応すべき問題である。この問題を取り上げると在日コリアンに対するヘイトスピーチに結びついてしまう可能性がある。

事務局 : 阿久澤委員の意見は前回の審議会でもいただいており、より詳細に記載していたものを書きすぎないように、今回の修正案となっている。

また、対策を自治体単位で行うことは難しいが、拉致問題が人権侵害であるということを市民に周知するという意味で、映画上映会などを行っており、少しだけであるが、この問題について記載しているところである。

委員 : やはり、在日コリアンへ配慮する旨の文言は必要ではないか。

委員 : この問題は記憶にとどめておく必要がある。拉致された方の家族が亡くなっていて、風化してしまう懸念がある。そういう意味では講演会や映画上映は大切である。

ただ、もう一方で、拉致問題と在日コリアンの問題は別のものであるということを押えておく必要がある。

事務局 : 在日コリアンへ配慮する旨の文案を検討するため、阿久澤委員には文案等を紹介いただきたい。

委員 : (第2章「見た目問題」について)「症状」というと病気のようにも見えるため、「見た目を持つ人たちが」としてはどうか。

事務局 : 墨田区では「見た目に特徴のある人たちが」としており、同様の表現としてはどうか。

委員 : 「見た目(外見)」の「外見」は残すのか。削除するのか。

委員 : 不要な気がする。

委員 : 「見た目問題」といって、問題の本質が市民に伝わるのかという懸念がある。

委員 : ニュースや新聞などにおいても「見た目問題」はオーソライズされた言葉であると思う。

また、見た目問題の説明であるが、オーソライズされている定義がいくつかあり、「見た目問題とは見た目、外見的な症状があるがゆえに、周囲から理解されず・・・」と「症状」を用いているもの、「病気やけがによる特徴的な外見を持つ方々が生きづらさを感じてしまう問題」としているものもあり、後者のほうがわかりやすいと思う。また、病気やけがだけでなく先天的な理由もあると思うので、「先天的な理由のほか、病気やけがなどの後天的な理由により特徴的な外見を持つ」のような表現が良いと思う。

- 事務局 : 当事者団体である「マイフェイス・マイスタイル」のホームページを確認されているのか。
- 委員 : その他、日本財団や朝日新聞、支援団体のホームページなどを確認した。
- 事務局 : 当事者団体である「マイフェイス・マイスタイル」の定義付けを読み上げるが、「顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、ヤケド、脱毛など、先天的や後天的な「見た目（外見）」の症状がある人たちが、その「見た目」ゆえに日々ぶつかりやすく、抱え込みやすい様々な問題」としている。
- 事務局として、様々なホームページ等を参考にし文案を作成したが、当事者団体等の定義を引用したほうが分かりやすいかもしれないので、文案については再度検討する。
- 事務局 : 説明が漏れていたが、昨日友永委員から意見をまとめた資料をいただき本日机上に配布している。本日配布している資料には反映できていないが、計画をより正確なものとするために意見は全て反映する予定であるので、各委員において確認しておいて欲しい。

議事(3)計画案（中間答申案）について／議事(4)計画策定スケジュールの変更について

- 会長 : それでは、本日の議事の3、「計画案（中間答申案）について」を議題とする。まず、事務局から、計画案（中間答申案）について説明をお願いします。
- 事務局 : ——計画案（中間答申案）の位置付けについて説明——
- 委員 : 特に人権分野では手続きが権利であるため、どのように要約したのかといった、プロセスが重要である。本来であれば、先に市民向けに公表・配布するものを先に議論し、その後に詳細版を作成するべきであると思う。今後（別の計画を策定する際）もそうしたほうが良い。
- 委員 : 阿久澤委員の意見と同意見であり、納得できていないところがある。部会で丁寧に議論してきた詳細版と位置付けているものが本来は計画の本体であるべきで、中間答申案としているものがその概要版とあるべきではないか。
- 会長 : 計画案（中間答申案）について、本日委員の意見を集約することは難しいと思うが、今後のスケジュールについてどう考えているのか。
- 事務局 : 事務局としても現時点でのスケジュールでは厳しいと感じており、スケジュールの変更が必要ではないかと考えている。
- 本日の議題4で「計画策定スケジュールの変更について」扱うこととしていたが、先に説明したほうが良いか。
- 会長 : お願いします。
- 事務局 : ——資料5に基づき説明——
- 会長 : 続いて、計画案（中間答申案）について説明をお願いします。

- 委員 : 計画案（中間答申案）の説明の際には詳細版（別冊）との対応関係が分かるように、該当するページ番号も読み上げて説明して欲しい。
- 事務局 : 承知した。
- 事務局 : ——計画案（中間答申案）について説明——
- 事務局 : また、事前に友永委員から事前に意見をいただいているため、簡単に説明する。
- （16頁 部落差別（同和問題）について）まず、リード文の「文化的に低い状態にさせられ」を「低い状態におかれ」と修正する。
- また、「集落やそこに住む人たちを」を「集落、そこに住む人たちやその地区の出身者を」と修正する。
- また、本文の「生活環境の改善のために」を「住環境の改善」と修正する。
- また、「一定程度の生活水準の向上」を「一定程度生活環境の改善や生活水準の向上」と修正する。
- また、吹き出しの「同じ日本に住んでるんやで！」は不要ではないかとの意見をいただいている。
- また、今後の方向性について4番目の●を1つ目に、2番目の●を4番目に移動してはどうかとの意見をいただいている。
- （17頁 外国籍住民について）吹き出しの「日本でずっと暮らしてるのに外国人あつかいされるのはなんで？」について違和感があるとの意見をいただいている。
- その他細かい意見については反映する予定としている。
- 委員 : （16頁 部落差別（同和問題）について）1点補足するが、今後の方向性の順番を入れ替えたほうが良いという意見は、「部落差別解消推進法」の条文の順番と合わせたほうが良いという考えからである。同法では最初に相談体制、続いて教育・啓発、最後に実態調査について記載されている。
- 委員 : まとめ方の基準等はあるのか。例えば国の政策を最初に記載しているものもあれば、17頁の部落差別のように記載していないものもある。
- 人権問題ごとにまとめ方にばらつきがあるように感じる。
- 事務局 : 一つのルールに当てはめると、市民に周知したい点や伝えたい点の整理が非常に難しかったため、記載の順番などについて一定の基準に基づいてまとめたわけではなく、より市民の気づきとなるようにという視点に基づいて記載している。
- また、紙面の関係上、字数制限もあり、書ききれていない部分もあるかと思う。
- 委員 : 字数制限やレイアウトの問題もあるので、計画案（中間答申案）と詳細版（別冊）との対応している頁番号を計画案に盛り込むようにすれば良いと思う。
- 事務局 : 次回お示しする際までにはそのように修正しておく。

- 委員 : 確認であるが、この計画は誰を対象にするものか。
- 事務局 : 市民全員であるが、小学校高学年や中学生にも分かるような内容とした
いと考えている。
- 委員 : そうであれば、説明が多すぎる気がする。例えば、14頁「高齢者」に
ついて、「4人にひとりが高齢者」、「28%」「27.6%」など、同じよ
うな内容が繰り返し出ている箇所があり、子どもが混乱するかもしれない。
- 委員 : 例えば、17頁「外国籍住民」のイラストについて、チョゴリなどの民
族衣装を着させても良いかもしれない。
また、吹き出しのセリフが最も重要である。友永委員も意見していたが、
外国籍住民が外国人あつかいされることは当たり前であり、国籍やルーツ
を理由に排除されることが問題なのである。
- 事務局 : 本日は難しいと思うが、吹き出しやイラストについての意見もいただ
ければと思う。
また、市の発行物として当然のことであるが、男女表現ガイドラインに
基づきジェンダー平等に留意してイラストを作成する。
- 委員 : 好みの問題であるが、イラストについて全体的に表情が豊かでない気が
する。「くらしやすいをふつうにしよう」という言葉もあるが、もう少し
楽しそうにしているイラストがあっても良いと思う。
- 委員 : セリフの言葉は尼崎弁なのか。
- 事務局 : そうである。
- 委員 : 吹き出しの「ほっといてや！」は「ほっといて」が良いと思う。
- 委員 : 吹き出しの「上司」は不要ではないか。
- 委員 : 吹き出しは誰にスポットを当てるのが難しい。
- 委員 : 結婚の問題にこだわる必要はないと思う。
- 会長 : 家事の分担の話でも良いかもしれない。
- 委員 : 吹き出しについて、全ての人権問題について、人権が侵害されたなど怒
りの感情のセリフとなっている。
ページによって、怒りのセリフ、人権が尊重されたなどポジティブなセ
リフとしても良いと思う。全体を通してバランスをとれば良いと思う。
紙面の関係もあるが、「女性」のページなどは怒りのセリフとポジティブ
なセリフを並べて記載すれば、より分かりやすいものとなると思う。
- 会長 : 吹き出しのセリフは生活する中で起こることに関連させれば良いと思う。
- 委員 : (13頁 子どもについて) 友永委員の意見にもあったが、今後の方向
性の順番についてそれぞれの問題で適切な順番があると思うが、「子ども」
の場合はポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチの順に
記載するほうが良いと思う。
まずは全ての子どもに当てはまる人権の配慮などについて記載し、続い
ていじめや体罰などについて記載したほうが読みやすいかと思う。
- 事務局 : 記載の順番は詳細版(別冊)と併せて変えていくこととなるので、どの

ような順番で記載すべきかについて伊藤委員にご教示いただければと思う。

委員 : (15頁 障害のある人について) リード文の「それは決して特別な存在ではありません」は「それは決して特別なことではありません」としたほうが良いと思う。また、その後の「しかし、」は不要である。

(16頁 部落差別(同和問題)について) リード文の「集落」は「地域」で良いのではないか。

委員 : (15頁 障害のある人について) 「合理的配慮」という言葉は本文中に必ず入れるべきであると思う。

また、イラストはやはり当事者にしたほうが良いと思う。

また、全てに言えることであるが、計画である以上、重要なのは今後の方向性であるが、字が小さく読みづらい。なんらかの読ませる工夫が必要であると思う。

事務局 : 紙面の関係もあり悩ましい部分である。とにかく市民に見てもらいたいという思いがある中で、今後の方向性を大きくするのであれば、本文を削るか、文字を小さくするかが必要であるため、検討する。

委員 : 今後の方向性について、何らかのキーワードを用いて表現するか、強調したい部分を強調して表現するのも良いかもしれない。

また、「障害のある人」のイラストはやはり当事者が良いと思う。コロナ禍において誘導してくれる人がいなくて困っている視覚障害者が大勢いる。

委員 : 可能であれば、健常者と障害のある人がともに何かをしているイラストにして欲しい。

また、今後の方向性について、現在●の1つ目に市職員向けの研修会などについて記載しているが、一般の方に向けた取組などを先に記載すべきであると思う。

事務局 : 今後の方向性の記載内容については、所管課と調整する。

議事(5) その他

会長 : 事務局から何かあるか。

事務局 : 計画案(中間答申案)について、何か意見等があれば、11月中に事務局まで連絡をお願いしたい。本日いただいた意見も含め、1月の審議会において修正案を示し、中間答申案の受理をしたいと考えている。

1月の審議会の日程については、後日日程調整を行う。

会長 : 個人的にはリード文が特に重要であると考えている。

各委員で計画案(中間答申案)を持ち帰り、検討して欲しい。

会長 : それでは、これをもって、令和2年度第4回人権文化いきづくまぢづくり審議会を閉会する。

以 上

当審議会意見を踏まえ、計画の位置付けについて改めて庁内で協議を行い、各委員には電子メール等にてご了承いただいた事項

- (1) これまでの計画詳細版(別冊)を計画(の本体)と位置付けること
- (2) これまでの計画(中間答申案)を市民の学習テキストと位置付けること

以 上